



(別 紙)  
答申第183号

# 答 申 書

平成28年3月

石川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、次の4件の文書を特定し全部公開とした決定については、妥当である。

- 1 「埋蔵文化財分布調査について（回答）」（昭和57年9月25日付け埋文収第151号）（以下「本件公文書1」という。）
- 2 「辰巳ダム建設に伴う埋蔵文化財調査の実施について（通知）」（昭和60年7月2日付け埋文収第205号）（以下「本件公文書2」という。）
- 3 「辰巳ダム建設に伴う埋蔵文化財分布調査結果について（通知）」（平成2年10月2日付け埋文収号外）（以下「本件公文書3」という。）
- 4 「遺跡地図改訂カード 相合谷城跡」（以下「本件公文書4」という。）

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成25年9月13日に、次の文書について公開請求を行った。

- (1) 石川県遺跡地図1980年版に登載されていた相合谷遺跡が、1992年版において削除された理由を記載した文書（以下「本件公開請求1」という。）
- (2) 石川県遺跡地図1980年版に登載されていた相合谷城跡を、1992年版において別の場所に移動した理由を記載した文書（以下「本件公開請求2」といい、本件公開請求1と併せて「本件公開請求」という。）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、次にとおり公文書を特定し、平成25年9月20日に公文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 本件公開請求1に対応する公文書  
本件公文書1
- (2) 本件公開請求2に対応する公文書  
本件公文書1ないし本件公文書4

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成25年11月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成25年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件公開請求に対応する公文書の公開を求めるといふものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件公開請求1に対する公文書の特定について

#### ア 異議申立書

相合谷遺跡を削除した理由を記載した文書が公開されていない。

#### イ 意見書

本件公文書1は、今回の調査で遺跡が確認できなかったと述べているだけで、遺跡ではなかったという根拠ではない。

本件公文書1には、過去に「台地上の水田から磨製石斧が出土したとの記録がある」と記載されており、このことが今回の調査で否定されたわけではなく、また、「圃場整備により旧地形は失われており遺跡は確認できなかった」と記載されているものの、表面調査で遺跡が確認できなかったからといって、当該地区にもともと遺跡はなかったとする根拠にはならない。そもそも、ほ場整備が行われたとするなら、文化財保護法に基づき、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として調査等を行っているはずで、その記録も残っていると考えられる。さらに、「周辺の畑地でも遺跡の散布は認められなかった」と記載されているが、表面調査で見つからなくても、埋もれているかも知れず、遺跡ではないとする理由にはならない。

### (2) 本件公開請求2に対する公文書の特定について

#### ア 異議申立書

本件公文書2には、石川県遺跡地図1980年版に登載された相合谷城跡の一部をスポット的に試掘したところ、埋蔵文化財らしきものは出てこなかったとの記載があるが、別に公開を受けた「県史蹟調査カード」(昭和46年8月31日記入)の記載にあるように、当該城跡は自然の地形を利用した砦であり、特別の工作物があったとはいえないもので、埋蔵文化財らしきものがなかったからという理由だけでは、城跡ではなかったということにはならない。

また、石川県遺跡地図1992年版において、当該城跡を別の場所に移動しているが、この場所が城跡であるとの判断を記載した文書が示されていない。

#### イ 意見書

実施機関は、「相合谷城跡が、当該箇所が存在しないことを判明させた公文書であり、…、相合谷城跡を別地点に移動した理由の一つにあたる」としているが、当該地区に相合谷城跡が存在しないとの結論だけが記載されているもので、そこに至るまでの過程として、否定する根拠となるものが示され、議論されて判断されたものであり、本件公文書は、相合谷城跡を当該箇所から削除した理由にはならない。

また、実施機関は、「一般に、遺跡の位置を別の場所に移動する要件は、ある地点で既に知られている遺跡が確認できず、かつ他場所で同じ種別・時代の遺跡が確認された場合」と述べているにもかかわらず、本件公文書には、石川県遺跡地図1992年版で記載された場所に当該城跡を移動した理由は全く記載されていない。

さらに、本件公文書4には略図も記載されておらず、杜撰なものである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件公開請求1に対する公文書の特定について

本件公文書1には、「相合谷遺跡は台地上の水田から磨製石斧が出土したとの記録があるが、圃場整備により旧地形は失われており遺跡は確認できなかつた。周辺の畑地でも遺物の散布は認められなかつた」と具体的に記載されており、削除した理由にあたる。

また、石川県遺跡地図1992年版の編さん・刊行にあたって、当該遺跡の削除について検討した資料等に関する本件公開請求に対して、関連文書の簿冊及び文化財課の書架並びに埋蔵文化財センターの書庫を探索したが、これ以外の公文書は確認できなかった。

なお、異議申立人は、意見書において、「圃場整備が行われたとするなら、文化財保護法に基づき、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として調査等を行っているはずで、その記録も残っていると考えられる」と述べている。実施機関では、昭和47年度に実施した「石川県埋蔵文化財包蔵地分布調査」により当該遺跡が発見された後、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取り扱っているが、ほ場整備に関連した発掘調査に伴う届出等は保管していない。

##### (2) 本件公開請求2に対する公文書の特定について

本件公文書1ないし本件公文書4は、相合谷城跡が石川県遺跡地図1980年版に登載された箇所が存在しないことを判明させた公文書であり、当該城跡を別地点に移動した理由の一つにあたる。

一般に、遺跡の位置を別の場所に移動する要件は、ある地点で既に知られている遺跡が確認できず、かつ他場所で同じ種別・時代の遺跡が確認された場合である。

しかし、石川県遺跡地図1992年版において当該城跡を設定した場所に、遺跡を確認したことを記載した文書については、当該城跡の改訂作業を実施したことを示す本件公文書4の「追加・変更の根拠」欄に記載もなく、関連文書の簿冊及び文化財課の書架並びに埋蔵文化財センターの書庫を探索したが、所在が確認できなかった。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公文書の性格等について

石川県遺跡地図1980年版に記載された相合谷遺跡が、石川県遺跡地図1992年版

において削除された理由及び石川県遺跡地図1980年版に記載された相合谷城跡を石川県遺跡地図1992年版において別の場所に移動した理由を記載した公文書である。

### 3 公文書の特定について

#### (1) 本件公開請求1に対する公文書の特定について

本件公文書1には、「犀川総合開発事業辰巳ダム実施調査に伴う埋蔵文化財分布調査の結果」の4「分布調査の結果」に、第4の実施機関の主張要旨の(1)のとおり記載されており、また、実施機関は、本件公開請求1に対して関連文書の簿冊及び文化財課の書架並びに埋蔵文化財センターの書庫を探索したが、本件公文書1以外の文書の所在が確認できなかったと述べている。

このような探索の範囲は不十分とは言えず、実施機関が本件公文書1を特定したことは、不合理とはいえない。

#### (2) 本件公開請求2に対する公文書の特定について

実施機関は、一般に、遺跡の位置を別の場所に移動する要件は、ある地点で既に知られている遺跡が確認できず、かつ他場所で同じ種別・時代の遺跡が確認された場合である、と述べており、本件公文書1には、石川県遺跡地図1980年版において、当該城跡とされた位置に「城跡と考えられるものは確認できなかった」と記載され、本件公文書2には、「試掘調査を実施する地点」が示され、その中のA地点は当該城跡の位置として示された範囲内に存在し、本件公文書3はその調査結果で、当該地点では「別添図A地区では重機を用いて試掘を行った。同図B地点では人力で試掘を行った。…いずれの地区でも埋蔵文化財は確認されなかった」と記載されている。

このようなことから、本件公文書1ないし本件公文書3は、当該位置に相合谷城跡が存在しないことを判断する要件に関する内容が具体的に記載されている文書と認められる。また、本件公文書4は、石川県遺跡地図1980年版の遺跡番号1245（相合谷城跡）に関する遺跡地図の訂正の検討を行ったことを示す文書である。

しかしながら、実施機関は、石川県遺跡地図1992年版において相合谷城跡を設定した場所に、同じ種別・時代の遺跡が確認されたことを記載する文書については、関連文書の簿冊及び文化財課の書架並びに埋蔵文化財センターの書庫を探索したが、所在が確認できなかったと述べている。

このような探索の範囲は不十分とは言えず、実施機関が本件公開請求2に対して、本件公文書1ないし本件公文書4を特定したことは、不合理とはいえない。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の審議する事項ではなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

### 5 付言

実施機関は、本件公開請求2に関する理由説明書において、「一般に、遺跡の位置を別の場所に移動する要件は、ある地点で既に知られている遺跡が確認できず、かつ他場所で同じ種別・時代の遺跡が確認された場合である」と述べており、当審査会において改めて確認したところ、当該城跡を設定した場所に遺跡を確認したことを記載した文書について、探

索したが所在が確認できなかつたと述べた。

このようなことから、実施機関は当該文書が存在すべきであると認識しているの  
から、結論として、何らかの原因で紛失・廃棄等されたものと考えざるを得ない。

今後、このようなことのないよう文書の管理にあたっては万全を期されたい。

## 6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、眞鍋委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 3 5 号)
平成 25 年 12 月 18 日	○実施機関(教育委員会事務局文化財課)から理由説明書を受理した。
平成 26 年 1 月 20 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 12 月 25 日 (第 258 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 1 月 29 日 (第 259 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 3 月 23 日 (第 261 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 5 月 7 日	○実施機関(教育委員会事務局文化財課)から補充理由説明書を受理した。
平成 27 年 7 月 31 日 (第 265 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 10 月 5 日	○実施機関(教育委員会事務局文化財課)から補充理由説明書を受理した。
平成 27 年 10 月 15 日 (第 267 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 11 月 26 日 (第 268 回審査会)	○事案の審議を行った。